

定期報告が必要な建築設備等のお知らせ

建築基準法では建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないと定められています。（建築基準法第8条1項）

また、安全上・防火上・衛生上重要な建築設備等については、所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、定期（下記報告時期）に専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（太田市）へ報告することが義務付けられています。（建築基準法第12条第3項）

近年、ホテルや福祉施設等の建築物での火災による死亡事故が発生し、防火設備が適切に作動しなかったことにより多数の死者が出た火災事故を鑑み、定期報告が必要な建築物や小規模な病院、診療所、就寝用福祉施設に設置されている防火シャッター等の「防火設備」について、平成28年6月1日より「定期報告制度」が改正され毎年報告していただくことになりました。国が指定する「防火設備」について、それら防火設備の性能・機能が適切であるかを検査資格者が毎年1回検査し、その結果を太田市に報告する制度です。制度の改正内容の詳細については下記を参考にしてください。

定期報告制度の見直しについて（国土交通省ホームページへ）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

定期報告が必要な建築設備

報告が必要な建築設備等	報告が必要な建築設備等の詳細 (いずれかに該当するもの)	報告を行う時期
防火設備 (随時閉鎖式のもの ※1)	①定期報告を要する建築物に設けられた防火設備 ②定期報告を要しない建築物の内、病院、有床診療所又は就寝用福祉施設（就寝の用に要する部分の床面積の合計 \geq 200 m ²)	毎年 (6月1日～ 11月30日)
昇降機	①エレベーター ※2 ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機 ※3 ④乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ※4	毎年 (検査済証の交付を受けた月)
遊戯施設	①ウォーターシュート、ウォータースライド、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

※1 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー及び外壁の開口部の防火設備は対象外です。

※2 一戸建て住宅又は共同住宅の住戸のホームエレベーター、及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターは対象外です。

※3 テーブルタイプは対象外です。

※4 一般交通の用に供するものは対象外です。

定期検査を行うことができる資格

○防火設備の検査を行うことができる資格者

「1級建築士」、「2級建築士」又は「防火設備検査員」

○昇降機・遊戯施設の検査を行うことができる資格者

「1級建築士」、「2級建築士」又は「昇降機等検査員」

提出書類

定期報告書とその添付書類を各2部（正本1部、副本1部）及び定期報告概要書（1部）です。
太田市役所建築指導課のホームページからダウンロードできます。

提出先及び提出方法

防火設備

市役所7F建築指導課の窓口までお持ちいただくほか、郵送でも受付けています。
郵送の場合は副本の返却先を明記し、書類の不備の無いようご確認の上、下記まで郵送してください。

防火設備以外（昇降機、遊戯施設）

「一般社団法人 北関東ブロック昇降機等協議会」を経由して報告してください。
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町1-2番地 JBSL神田ビル8階
TEL 03-3518-5820

建物の所有者（管理者）等に変更があった場合

対象建物の所有者または管理者、用途、規模または建物名称等が変更した場合は「定期報告台帳変更届」を提出してください。また店舗の休廃業、増改築、用途変更等により、定期報告の対象から外れた場合は「定期報告対象外届」を提出してください。

「定期報告台帳変更届」「定期報告対象外届」は太田市役所建築指導課のホームページからダウンロードできます。

定期報告の提出先及びお問合せ先

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 太田市役所建築指導課

TEL 0276-47-1837（直通） FAX 0276-47-1883

太田市ホームページ（建築物の定期報告制度についてQ&A）

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/2057.html>